

## NIMSインフラ構造材料パートナーシップ規約

2019年4月1日

改正：2023年4月25日

(名称)

第1条 本会員規約（以下「本規約」という。）は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「NIMS」という。）が設置する「インフラ構造材料パートナーシップ」（以下「本会」という。）の運用に関する規約を定める。

(目的)

第2条 本会は、NIMSが、内閣府第1期SIP戦略的イノベーション創造プログラム「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」の推進において構築した産学官の連携体制と高度な分析・計測技術などを基軸として、我が国のインフラ構造物の長寿命化、強靱化に関する様々な研究開発を基礎的な視点から支援すること、ならびに当該分野における人材の育成に貢献することを目的（以下「本目的」という。）として設置する。

(体制)

第3条 本会は、一般会員、特別会員及びNIMS会員（以下「会員」という）で構成される。事務局はNIMS構造材料研究センターに設け、事務局長及び事務局のメンバーは構造材料研究センター長がNIMS会員の中から指名する。

2 事務局は本会の企画、運営を行い、事務局長が本会を統括する。

(活動内容)

第4条 本会の活動内容は、発足の目的に則して、以下の内容とする。

(1) 研究開発内容の解説、技術相談

- イ. NIMSにおけるインフラ構造材料の研究開発に係わる状況や高度分析技術に関する公知の最新情報について解説する研究会を開催する。
- ロ. 会員からのニーズに適したNIMS研究成果（シーズ）を紹介し、NIMSとの適切な連携の形態について提案する。

(2) NIMS主催行事への案内等

- イ. NIMS主催の構造材料に関連するフォーラム、講演会などの案内を発信する。
- ロ. インフラ構造材料に関する人材育成に資する活動について案内を発信する。

(3) その他、本会の目的に沿った活動

- イ. 本会の活動を推進することにより、インフラ構造材料に関する大型外部資金等の獲得を目指す。
- ロ. その他、本会の目的に沿った活動であり、事務局が活動内容として定めるもの。

(一般会員に関する入会申込手続、資格期間、年会費)

第5条 本会への新規入会申込手続は以下の第1号から第3号までの手続を経て完了するものとし、第2号で定めるNIMSが通知する「インフラ構造材料パートナーシップ入会申込受諾通知書」に記載された日付を入会日とする。また、NIMSは、本会の会員名を公表できるものとする。

(1) 入会申込者は「インフラ構造材料パートナーシップ入会申込書」（別紙様式1）を事務局に提出する。

入会申込できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- イ. インフラ構造物の維持管理、更新に関連する事業を営む企業
- ロ. 大学・公的研究機関等に在籍する又は在籍したことのある研究者及び学識経験者

ハ. その他事務局が特に認めたもの

- (2) 事務局は、入会申込者が前号のいずれかを満たしていることを確認し、本会の目的に資すると判断した場合には、入会申込者に「インフラ構造材料パートナーシップ入会申込受諾通知書」(別紙様式2)にて入会申込を受諾したことを通知する。
- 2 入会年度の会員の資格期間は、入会日が属する年度の末日までとする。
    - (1) 入会の翌年度以降の会員の資格期間は、一年度ごとに自動更新することを原則とする。
    - (2) 会員が更新を希望しない場合には、会員資格終了日の1か月前までに事務局に「インフラ構造材料パートナーシップ退会届」(別紙様式3)を通知し、事務局は「インフラ構造材料パートナーシップ退会届受取書」(別紙様式4)を会員に通知することにより退会手続きを完了するものとする。
  - 3 本条第1項(1)イに該当する会員は、次の各号の手順に従って年会費を支払うものとする。
    - (1) NIMSは本条第1項(1)イに該当する会員に対し、新規入会手続き時及び会員資格更新時に請求書を発行・送付する。
    - (2) 前号により請求を受けた会員は請求手続きに従い、NIMSが指定する銀行口座宛てに年会費を振り込むものとする。なお、振り込みに伴う諸費用については当該会員の負担とする。
    - (3) 年会費は年度途中の入会・退会時期に係わらず10万円(税別)とし、振り込みのあった会費については理由いかんに係わらず返還はしないものとする。
    - (4) 会員が支払期日を逸した時は、NIMSは当該会員に対しその支払い期日の翌日から支払が完了する日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年率6%の割合で計算した遅延利息を請求できるものとする。

(特別会員)

- 第6条 事務局は、本会の活動の推進のため、インフラ構造材料分野に精通した有識者を特別会員とすることができる。
- 2 特別会員は事務局の推薦を受け、構造材料研究センター長が選任する。
  - 3 特別会員は、本会の活動推進のための助言等を行うことにより、本会の目的達成に寄与するものとする。
  - 4 特別会員の任期は原則2年間とし、再任を妨げない。

(NIMS 会員)

- 第7条 NIMS 会員は次の各号に該当する者とし、本会の目的達成に寄与するため積極的に本会活動を行うものとする。
- (1) NIMS 構造材料研究センターの職員のうち、NIMS 構造材料研究センター長が指名した者。
  - (2) NIMS 職員のうち、本会への入会を希望し事務局より承認された者。

(非公開情報の取扱)

- 第8条 「非公開情報」とは、会員又は事務局が、本会の活動のために他の会員に開示する情報のうち、非公開と明示されたもの及び本会の活動において得られた情報で事務局が非公開と指定するものであり、会員は会員以外の第三者に対して提供、開示又は漏えいしてはならない。
- 2 前項にかかわらず、会員が取得した非公開情報について、第三者への開示を希望する場合は、情報を本会に提供した者及び事務局に対し、「非公開情報開示申請書」(別紙様式5)を提出し、「非公開情報開示合意書」(別紙様式6)により合意を得なければならない。
  - 3 本条各項にかかわらず、特に秘匿性の高い情報が生じた場合、及び他の会員から開示を受けた非公開情報に基づき新たな連携を行う場合には、関係者間で別途契約を締結し、情報管理に関する事項や知財の扱いなどを定めることとする。また、当該連携において新たに発明等を行った場合、事務局に報告しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第9条 会員は、入会時および将来にわたって、次の各号の一に該当しないことを表明及び確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）であること。
- (2) 反社会的勢力が、実質的に経営を支配し、又は経営に関与していること。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員になること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること。
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 会員は、自ら又は第三者を利用して、NIMS、他の会員又はそれらの関係者に対し、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしないことを表明及び確約する。

3 会員は、前2項の表明及び確約に違反した場合又は違反が判明した場合には、事務局は、何らの催告を要せずに、書面による通知をもってその会員資格を取り消すことができる。

(雑則)

第10条 本会の活動が困難になった場合には対応策について会員とNIMSとで協議する。

- 2 事務局は、会員が本規約に違反し、10日以上期間を定めて催告したにもかかわらず、違反状態が是正されない場合は、書面による通知をもってその会員の会員資格を取り消すことができる。
- 3 本条第1項及び第2項の場合、本会に損害が生じたときは、当該会員は本会と誠意をもって協議し解決しなければならない。
- 4 本規約を変更する場合は、事務局が行い会員に周知する。入会の際には本規約の最新版をもって入会することを原則とする。
- 5 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

付記

附 則 (2019本施第01472号)

この規約は、2019年4月1日より施行する。

附 則 (2023本施第02444号)

この規約は、2023年4月25日から施行し、2023年4月1日から適用する。

## NIMS インフラ構造材料パートナーシップ入会申込書

会員区分	<input type="checkbox"/> 企業会員 <input type="checkbox"/> 大学・公的機関等会員 <input type="checkbox"/> その他	
会員情報	<input type="checkbox"/> 企業会員の場合	法人名称: 所 属: 役 職: 氏 名: _____ (自 署) ※貴法人における本入会に関する責任者をご記載ください。
	<input type="checkbox"/> 大学・公的機関等 会員の場合 <input type="checkbox"/> その他の場合	機関名称: 所 属: 役 職: 氏 名: _____ (自 署) ※入会希望者ご本人についての情報をご記載ください。 <b>※申請にあたっては本紙の他、略歴を添付してください。</b>
入会希望理由 (本会への貢献が 期待される事由 等)		
これまでの実績等 (代表的なものを 簡潔にご記載願 います。)	テーマ: 概略(100字)	
窓口となる ご担当者の連絡先	住所:〒 担当者部署: 氏名: 電話番号: (    ) e-mail:	

規約第9条についての表明、確約	<u>本紙により入会を希望するものは、入会時および将来にわたって、NIMS インフラ構造材料パートナーシップ規約 第9条第1項の各号の一に該当しないことを表明、確約いたします。</u>
-----------------	--

※記載事項が多い場合は、適宜行を追加してください。

別紙様式2

年 月 日

NIMS インフラ構造材料パートナーシップ  
入会申込受諾通知書

(所属)

(役職・氏名) 殿

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

○ ○ ○ ○ 印

年 月 日をもって申請がありましたNIMS インフラ構造材料パートナーシップへの

入会申し込みについて、審査の結果入会を承諾し、以下の通り登録したことを通知します。

1. 会員区分 :
2. 会員番号 :
3. 会員名称 :
4. 登録期間 : 年 月 日 ~ 年 3月31日まで
5. 年会費 : 有 / 無

※なお、登録期間の終了時において、インフラ構造材料パートナーシップ事務局又は会員より更新しない旨の意思表示がない場合は翌年度に継続して資格期間を更新いたします。会則第5条第2項)

以上

別紙様式3

年 月 日

## NIMS インフラ構造材料パートナーシップ 退会届

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

〇〇〇 〇 〇 〇 〇 殿

(所属)

(役職・氏名)

印

これまで私（弊社等）は、NIMS インフラ構造材料パートナーシップの会員として活動してまいりましたが、年3月31日をもって、以下の通り退会することを届け出ます。なお、本会活動中に取得した非公開情報については、退会後においても公知の情報となるまでの間、第三者に提供、開示、漏えいしないことを確約いたします。

1. 会員区分 :
2. 会員番号 :
3. 会員名称 :
4. 退会理由 :

以上

※企業会員の場合、本届出は本会入会における責任者名にて提出願います。

別紙様式4

年 月 日

NIMS インフラ構造材料パートナーシップ  
退会届受取書

(所属)

(役職・氏名)

殿

国立研究開発法人 物質・材料研究機構

○ ○ ○ ○ 印

年 月 日付にて届出があったNIMS インフラ構造材料パートナーシップ退会届について、事務局に  
て受理し、 年3月31日をもって退会を認める旨、通知いたします。

以上

別紙様式5

年 月 日

NIMS インフラ構造材料パートナーシップ  
非公開情報開示申請書

情報提供者

(所属)

(役職・氏名) 殿

NIMS インフラ構造材料パートナーシップ

事務局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(所属)

(役職・氏名)

⑩

NIMS インフラ構造材料パートナーシップの活動において、会員に提供いただいた別添の情報について、以下の  
通り情報を開示して良いかお伺いいたします。

- 1、 開示日時 :
- 2、 開示場所 :
- 3、 開示方法 :
- 4、 開示対象者 :
- 5、 開示理由 :



6、 開示内容 : 別添の通り

以上

※開示情報については、公開希望資料を添付するなど出来る限り具体的に示してください。

別紙様式 6

年 月 日

NIMS インフラ構造材料パートナーシップ  
非公開情報開示合意書

(所属)

(役職・氏名)

殿

情報提供者

(所属)

(役職・氏名)

印

NIMS インフラ構造材料パートナーシップ

事務局長

○ ○ ○ ○

印

年 月 日付にて申請があったNIMS インフラ構造材料パートナーシップ非公開情報開示申請書について、情報提供者及び本会事務局にて検討の結果、開示することに合意します。

開示における留意事項：

以上